平成２５年度の税制改正のトピックス

「お孫様への想いを信託に…」

平成 25 年度の税制改正で、教育資金(※)の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。※注、この措置は「**平成 25 年 4 月 1 日**から**平成 27 年 12 月 31 日まで**」の期間限定のものです。

改正前までは課税されていた「教育資金の一括贈与」が、今回の改正で相続税の非課税の対象になります、お孫様への教育資金の提供を考えておられる方は、この機会にこの制度を活用してみてはいかがでしょうか。

★この制度を受けるためには、いくつか注意点があります。

- 贈与を受ける方は **30 歳未満**のお子様、お孫様が対象です。
- **直系尊属**(※)の方による贈与が対象です。
- この制度は、金融機関での**「信託」による贈与**に限定されます。(現金を直接お渡しになる、預金から支払う方法は対象外です。)
- **教育資金のため**の贈与が対象です。(書類の提出が必要です。※)
- 一人に対して**上限は 1500 万円。**(複数の場合は、人数×1500 万円となります。)
- 上限 1500 万円のうち **500 万円**まで塾、習い事に充てることが可能です。
- 贈与を受けたお子様、お孫さまが **30 歳になられた時点**で、贈与された**信託が残っている**場合には、その信託は**課税されます。**

※「教育資金」とは、学校等に支払われる入学金その他の金銭。学校等以外の者に支払われる金銭のうちの一定のもの

※「直系尊属」とは、父母、祖父母、曾祖父母等を指します。

※ 贈与する方は金融機関を通じて教育資金のための贈与であることを証明する書類を提出しなければなりません、贈与を受ける方も金融機関を通じて教育資金の支払いに充当したことを証明する書類の提出が必要です。

(上記内容は、平成 25 年 1 月 29 日に閣議決定された「平成 25 年度税制改正の大綱」等を基にしております、「その他所要の措置を講ずる。」とされていますので今後変更される可能性があります。)

活用をご検討される方は、お気軽にメールでご相談ください。